



千葉県内の農業者
のみなさまへ

肥料価格高騰対策(春肥)のご案内

化学肥料の低減に向けて取り組む農業者※の皆様の肥料費を支援します。※原則、農産物の販売実績があることが前提となります。



支援の対象となる肥料

令和4年11月から令和5年5月に購入した肥料であり、令和5年の春肥として使用する肥料が対象です。

※購入時期が期間内でも、春肥として使用しないものは対象外となります。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その9割(国7割+県2割)を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{春肥} \\ 1.4 \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right]} \right) \times 0.9$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば申し込みできます。

- 1 令和5年春肥(令和4年11月～令和5年5月)として購入した肥料の種類、数量、購入費がわかるもの(領収書・請求書など)
- 2 化学肥料低減計画書(化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと)
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

次のページを参照



農業者の皆様に記入いただくもの



春用肥料の欄に○をつけてください。

化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注：該当欄に○

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
○○○	
○○○	
その他	
計	

1. 実行してきた取組メニューに
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」欄に記入する取組、従来の取組

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- 前年度までに既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

①春肥の申請の全作付面積の半分以上を占める作物がある場合は、その作物を記入してください。
 ②多品目栽培で、半分以上を占める作物がない場合は、作付面積上位の2品目を記入してください。それ以外の品目は「その他」にまとめてください。
 面積の単位や合計面積の記載もれ等にご注意ください。

年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組



カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	○	○
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	○	◎
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料削減等及びコスト削減の観点からの施肥方法の改善(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域()		

チェック欄に記入

自署で署名

私は、以下の内容について誓約・同意します。

1 添付した領収書(請求書)等に記載の肥料(肥料費)は、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
 2 本事業に係る報告や立入調査について、関東農政局長等から求められた場合に応じます。
 3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年から5年間保管し、千葉県協議会長又は関東農政局長等から求められた場合は提出します。
 4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 ア 化学肥料低減計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 イ 正当な理由がなく、化学肥料低減計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合
 5 本計画書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に適用された価格で発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

申込先



肥料を購入した店舗(農協、肥料販売店、ホームセンター等)にそれぞれ申込みをお願いします。

5戸以上の農業者グループや従業員5人以上の法人の場合は単独で最寄りの農業事務所に申請することもできます。

(詳しくは電話でお問合せください)

肥料購入先	申込先
農協で購入した肥料分	農協
販売店で購入した肥料分	肥料販売店
ホームセンターで購入した肥料分	ホームセンター
農協・肥料販売店・ホームセンターなど複数の店舗で肥料を購入した場合	農協・肥料販売店・ホームセンターなどそれぞれの店舗で購入した肥料分を申し込む。

- ・基本的には、肥料を購入した農協・肥料販売店それぞれに申込みをお願いします。
- ・申請方法や支援金の受け取り方法については、肥料を購入した店舗にご確認ください。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和5年春肥
申込期限

令和5年7月20日までに
取組実施者(農協・肥料販売店等)から農業事務所
へ書類提出

※農業者の皆様から取組実施者への締切については、各取組実施者に確認願います。



問 い

答 え

①

領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・肥料を購入した農協や販売店にご相談ください。

②

どのような領収書でも補助対象になりますか。

- ・令和4年11月以降の価格で購入した肥料であることが確認できないと対象になりません。
- ・また、購入した肥料の種類や数量、金額がわかる領収書でないと支援は受けられません。

③

どこに申し込めばよいですか。

- ・基本的には、肥料を購入した農協・肥料販売店それぞれに申込みをお願いします。
- ・肥料を購入した農協や販売店にご相談ください。
- ・購入した店舗で対応いただけない場合は、市町村農業再生協議会等にご相談ください。

④

化学肥料しか支援対象になりませんか。

- ・化学肥料以外にも有機質肥料や堆肥などの特殊肥料が支援対象となります。
※肥料袋に「〇〇保証票」と表示がある化学肥料や有機質肥料、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」がある堆肥等が対象になります。堆肥の表示がない場合は、特殊肥料生産届出の有無を堆肥生産者に確認してください。

注意事項

- ・後日、取組実施者(農協や肥料販売店などの取りまとめ者)に化学肥料低減の取組を報告いただく必要があります。(令和6年6月頃)
- ・化学肥料低減に取り組んだことがわかる書類(土壌診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)を取組実施者に提出してください。
- ・また、令和6年度以降、肥料低減の取組状況の現地確認に伺う場合があります。

問合せ先

千葉県農業再生協議会(事務局:千葉県農林水産部)

安全農業推進課 TEL 043-223-2888 E-mail shokubo@mz.pref.chiba.lg.jp

生産振興課 TEL 043-223-2882 E-mail qa-engei@mz.pref.chiba.lg.jp